

別紙 2

## スケート場管理業務要求水準書

## 1 施設の管理方針

### (1) 基本方針

本施設が、積雪寒冷地帯における冬期間の県民のスポーツ活動の場を確保するための施設、いわゆる「克雪施設」であること、また、主としてアイススケートの普及を手段としてスポーツの振興を図ることを主目的とする施設であることを踏まえて管理運営するものとする。

### (2) 維持管理方針

施設及び備品を清潔かつその機能を正常に保持し、利用者の快適かつ安全な利用を常に図るとともに、良質なアイススケートリンク等を保持し、適正な管理と保守点検を行うものとする。

### (3) 運営方針

一般県民を対象として、アイススケートの普及・振興を図るためスケート教室等の効果的な事業を実施するとともに、施設の特性を活かして、冬期間以外においては、インラインスケート等のその他のスポーツの普及・振興を図り、もって全体として施設の効用を増進するよう努めるものとする。

## 2 基本条件

### (1) 休場日

休場日は、以下を基準として、あらかじめ青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けて定めるものとする。

ア 定期休場日は、月曜日とする。ただし、この日が国民の祝実に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にかかる場合は、その翌日以後の直近の休日でない日とする。

イ 年末年始休場日は、12月31日、1月1日及び1月2日とする。

ウ 上記のほか必要に応じて休場日を設定することができる。

### (2) インラインスケート期間とアイススケート期間

年間を以下を基準として、インラインスケート期間とアイススケート期間に区分するものとし、具体的な期間及び開場時間の設定は提案に委ねるものとする。なお、実際に開場時間を設定するに当たっては、あらかじめ教育長の承認を受ける必要がある。

ア 期間の長さは、アイススケート期間を優先させること。

イ インラインスケート期間を全く設けないことは認めない。

ウ 次のアイススケート期間とインラインスケート期間の長さ及び開場時間の長さを下回らないこと。

エ 期間は、〇月〇日～〇月〇日のように、具体的な月日とすること。

オ 開始時刻は次の開始時刻以前、終了時刻は次の終了時刻以降とすること。

〔期間及び時間〕

① インラインスケート期間（4月下旬～9月上旬）

土・日・祝日	午前10時～午後8時
② アイススケート期間（10月中旬～3月下旬）	
下記以外の平日	午後3時～午後8時
小中学校の冬季休業中の平日	
	午前10時～午後8時
下記以外の土・日・祝日	午前10時～午後8時
年末年始の開場日	午前10時～午後6時

※ 提案に当たっては、上記の基準を参考に、施設の県民に対する効用が最大となる開場日及び開場時間の提案を求めるものである。

### (3) 使用料金

条例の定めるところにより、現行の使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとするが、現行の使用料の金額の範囲内であれば、回数券やプリペイドカードによる割安な料金、季節料金、2時間料金として1時間当たりの料金が現行よりも割安となる料金等の多様な料金設定が可能である。

## 3 運営業務

### (1) スケートその他の体育・スポーツの普及・振興に関する業務

青森県営スケート場条例第2条に規定する「スケートその他の体育・スポーツの普及・振興に関する業務」として、スケート教室やスケート関連のイベント等を実施すること。

本施設は、単なるスポーツ活動の物理的な場の提供に留まらず、これらの業務を実施することを使命としているものであり、これらの業務実施は必須である。

現行のスケート教室やスケート関連のイベント等（別紙「スケート普及事業等（平成30年度実績）」を参照。）を最低水準として、具体的な事業内容等は提案に委ねるものとする。

### (2) 施設の使用承認等業務

#### ア 施設の年間利用調整業務

利用年度の前年度において、あらかじめ利用者（競技団体等）から利用希望計画を徴収し、これをもとに競技大会等の年間利用調整を行うこと。

※ 令和2年度以降の利用で年間利用調整が済んでいるものは、次期指定管理者が引き継ぐものとする。

#### イ 使用承認の優先基準

施設の利用希望が重複した場合は、別紙「使用承認の基準」により利用調整を図ること。

#### ウ 施設の利用等の受付・承認、使用料金徴収業務

(ア) 原則として、あらかじめ、書面（使用承認申請書）で申し込ませ、書面（使用承認書）で承認すること。使用承認申請書等の様式は、指定管理者が定めるものとする。

なお、インターネット上の申込み、承認のシステムを構築し、電子的に処理することも可能とする。

ただし、個人利用の場合は、使用料金の支払いと同時に使用券を交付し、使用券の提示により使用を承認することとする。使用券の様式は、指定管理者が定めるものとする。

(イ) 使用料金について前納制とするか否かは指定管理者に委ねる。

県は前納制を採り、安易な利用申込みを防ぐため、前納された使用料は天災等の不可抗力により利用できなくなった場合等を除いて返還しないこととしている。

(ウ) キャンセルポリシーを明確にして、トラブルのないようにすること。

利用予定日の何日前までならば、キャンセルを受け付け、使用料金を徴収しないのか（又は、すでに受領済みの使用料金を返還するのか。）を明示すること。

(エ) 指定管理者は自主事業のために施設を利用することができるが、一般の利用との調整に配慮すること。

(オ) 業務日誌を作成し、施設の貸出状況及び特記事項（事故、苦情、点検整備等のその日の出来事）を記録すること。

#### エ 使用料金の免除

(ア) 使用料金を免除する事由と免除の額については、別紙「使用料金の免除の基準」によるものとする。

これは現行の県の使用料の免除の基準と同内容のものであり、指定管理者がこの基準により使用料金を免除した場合は、青森県営スケート場条例第7条第4項の知事の承認（青森県営スケート場規則第9条の規定により、当該知事の承認に関する事務は教育長に委任されているので、実際は教育長の承認である。以下同じ。）があったものとみなす。

この基準にない事由で指定管理者が使用料金を免除する必要があると認める場合は、あらかじめ教育長の承認を受けるものとする。

(イ) 使用料金の免除による使用料金収入への影響は、過去の免除実績を勘案して指定管理者があらかじめ見込んだ上で収支計画を立てるものとし、県はその補填を行わない。

ただし、上記の「使用料金の免除の基準」に該当する大会等で利用期間が7日を超える大規模大会等の利用の場合には、県は、その7日間を超えた分について、指定管理者が免除をしなかったならば得べかりし収入額を補填することとする。

る。

(ウ) 使用料金の免除は、利用者の申請により行うものとする。申請は書面によることとし、使用料金免除申請書の様式は指定管理者が定めるものとする。

ただし、障害者が個人利用しようとする場合は、障害者手帳の確認等適切な方法により対処すること。

(エ) 指定管理者は自主事業のために無料で施設を利用することができる。

#### オ 利用者補助業務

(ア) 施設の利用者に対する用具の準備、後片付けの指示、指導等を行う。

(イ) 利用者の求めに応じて、スケート滑走の指導等を行うこと。

#### カ 使用の承認の取消し

青森県営スケート場条例第6条に規定する使用の承認の取消し等の処分を行うに当たっては、取消し等の理由を明示して、原則として書面を交付して行うものとする。

また、被処分者に対して、当該処分に不服がある場合は、地方自治法第244条の4第3項の規定により知事に対して審査請求することができる旨を教示するものとする。

### (3) 利用状況のデータ整備業務

ア 利用形態別（貸切利用、団体利用、個人利用、観客）に利用者数及び使用料金額を、毎日記録し、日計、月計及び年計を集計し記録すること。集計単位は、使用料金の設定単位とすること。

イ 使用料金の免除の状況についても、上記アと同様にデータを記録すること。この場合、免除事由との関連が判別できるよう免除申請者別に集計すること。

### (4) 利用促進業務

施設の効用を増進するため、指定管理者は利用促進に努めることとし、そのため少なくとも以下の事項に取り組むものとする。

ア 施設の利用案内等を記したパンフレット（リーフレット）の作成

イ ホームページによる施設案内、利用案内の作成、公開

ウ 利用者アンケートの実施

アンケート内容については、あらかじめ県と協議すること。

エ 利用者の意見箱等の設置

意見箱等を施設内に設置して、利用者の意見を把握及び記録すること。

オ 苦情への対応

利用者や住民等から苦情が寄せられた場合は、適切に対処すること。また、その苦情内容と対処内容を記録すること。

#### (5) 安全対策等

##### ア 利用者指導・事故の防止等

施設内の利用状況等を把握し、危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止に当たること。

##### イ 防犯対策

不審者の侵入防止に留意すること。

建築物の施錠、解錠等の点検及び鍵の適正な管理を行うこと。

##### ウ 防火対策

退場時には火気の確認を行うこと。

消防設備の点検、防火訓練を行うこと。

防火管理者の資質の向上に努めること。

##### エ 災害時の対応

災害時は、利用者の安全を確保を第一とし、迅速かつ的確に避難誘導を行うこと。

#### (6) 賠償責任保険等への加入

利用者の事故等に対応するため以下の補償を内容とする保険に加入すること。補償額は現在の加入保険の補償内容を最低基準とする。

##### ア 賠償金に対する補償

施設の管理者が、施設の不備や管理上の不手際によって、第三者にケガを負わせたり第三者の財物を壊したことによって法律上の賠償責任を負った場合に補償するもの。

##### イ 見舞金に対する補償

施設内において、保険期間中に施設利用者がアマチュアスポーツの練習・競技もしくは指導中に急激・偶然かつ外来の事故によってケガを負った際に、管理者が道義的見地あるいは慣習上から見舞金を支払う場合、その見舞金を保険金として支払うもの。

##### ウ 現在の加入保険の補償額

現在は、（公財）日本体育施設協会が会員施設を対象として取り扱っている団体保険に加入しており、その補償額は以下のとおりである。

- ・賠償金 対人：1名1億円、1事故3億円  
対物：1事故1億円
- ・見舞金 死亡：200万円  
後遺障害：程度に応じて8～200万円  
入院日額：2,500円

## 4 維持管理業務

### (1) 共通事項

維持管理業務の実施に当たっては、以下の要求水準に基づくほか、「建築物保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）の点検項目を指定管理者の判断で適宜参考にして、建築物・設備等の清掃、点検、保守等を行うこと。

なお、清掃、点検、保守等の頻度については、適切な管理が行われることを前提として提案に委ねるものとする。

### (2) 清掃業務

公共施設としての環境、衛生及び性能を維持するために清掃業務を行うものとする。

ア 清掃業務の範囲は、敷地の範囲内とする。

イ 清掃箇所の用途・性能等を踏まえて、清掃箇所ごとに日常清掃及び定期清掃を適切に組み合わせた効率的な年間清掃計画を作成して、実施すること。

ウ 建物内は、目に見える埃、土、砂、汚れ等がない状態を維持し、ゴミ等がなく、見た目に心地よく衛生的な状態とすること。

エ リンク内は、ゴミ等がない状態を維持し、スポーツの場にふさわしい環境を維持すること。

オ トイレ等の消耗品は、常に補充された状態とすること。

カ 施設内のゴミ箱等は、その日の開業時間までには内容物がなく衛生的な状態とすること。

キ 施設の外壁（屋上等を含む。）には汚れ、落書き等がない状態を維持すること。また、屋外排水施設は詰まり等のない状態とすること。

ク 外構は、ゴミ、落ち葉等がない状態を維持し、見た目に心地よく衛生的な状態とすること。

ケ 屋外サイン等は、汚れ、落書き等のない見えやすい状態を維持すること。

コ 定期的に鼠・害虫等の駆除を行うこと。

サ 業務の実施に当たっては、施設の利用に影響のないように実施すること。

### (3) 植栽管理業務

施設の景観を保持するため、施設敷地内の植栽等の管理を行うものとする。

ア 植栽管理の範囲は、敷地の範囲内とする。

イ 散水、施肥、害虫駆除、剪定、除草を計画的に行い、適切な緑樹の状態を維持すること。

ウ 植栽が枯損した場合は復元を行うこと。

エ 業務の実施に当たっては、施設の利用に影響のないように実施すること。

### (4) 建築物保守管理業務

建築物の初期の性能及び機能を維持するために、建築物の各部の点検、保守、修繕を行うものとする。

なお、建築基準法第2条に規定する「大規模の修繕」に該当する構造体等の大規模改修は県が実施する。

ア 建築物保守管理業務は、施設を構成する建築物すべてとする。

イ 建築物の修繕については、以下によるものとする。

(ア) 応急的な修繕

① 施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、指定管理者は早急に修繕を実施すること。

② 1件の費用が50万円以下の修繕については、既定の年間の指定管理料に含まれているので、あらかじめ県と協議する必要はないが、1件の費用が50万円を超える修繕を実施しようとする場合は、既定の年間の修繕工事費の再調整を要することもあるので、あらかじめ県と協議すること。

(イ) 計画的な修繕工事

① 施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なもので、1件の費用が50万円を超える修繕工事については、原則として毎年一回、県が別途指示するときに必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位等を整理し、県に報告すること。

県は、その報告を基に計画的に実施する修繕項目を検討し、指定管理者と協議の上、修繕計画を決定するものとする。

② 指定管理者は、修繕計画に基づいて修繕工事を実施するものとする。

ウ 建築物保守管理の記録を作成すること。

(5) 設備保守管理業務

施設の初期の性能及び機能を維持するために各種設備機器の点検、保守、修理、交換、調整等を行うとともに、効率的な設備の運転・監視を行うこと。

ア 設備保守管理業務の範囲は、全設備とする。

イ 設備の所要の性能及び機能を維持すること。

ウ 設備において、重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合の被害拡大防止に努めること。

エ 設備の保守管理記録として、運転日誌、点検記録、整備記録、事故記録を作成すること。

オ 自家用電気工作物についても保守管理業務を行うこと。

なお、再委託が必要な場合は、再委託により対応すること。

(6) 警備業務



施設の財産の保全、施設内出入者への対応、不審者の侵入防止、火災等の緊急事態への初期対応、関係機関への通報連絡等を行うため警備業務を実施すること。

ア 警備業務の範囲は、施設全体とする。

イ 施設の規模、内容等を勘案して、機械警備と巡回警備の組合せ等、最適な警備体制、システムを構築して業務を実施するものとする。

ウ 警備日誌を作成すること。

#### (7) 備品関連業務

施設の機能を維持するため、備品の保守、点検、更新、新規取得等を行うこと。

ここで、備品とは、性質又は形状を変えることなく、比較的長期にわたって（おおむね2年以上）継続使用に耐える物で、取得価格が5万円以上（図書にあつては1万円以上）のものを言うものとする。

ア 備品の取得（更新の場合を含む。）に当たっては、あらかじめ県と協議の上、年間に購入する備品及び購入経費の総額を含む備品購入計画を決定し、当該計画に基づいて指定管理者が購入するものとする。

イ 年間備品購入計画に計上されていない備品を緊急に取得する必要がある場合は、県と協議の上、対処するものとする。

ウ 指定管理者が上記により県のために取得した備品の所有権は県に帰属するものとする。

エ 備品を処分する必要がある場合は、県と協議の上、対処するものとする。

オ なお、事務用備品を指定管理者が新調する場合は、すべて指定管理者の負担とし、その所有権は指定管理者に帰属するものとする。

## 5 自主事業

指定管理者は、施設の効用の増進又は施設利用者の利便の向上を図る観点から、自らの創意工夫による事業を実施することができる。本事業の実施は任意であり、必ず実施しなければならないものではない。

#### (1) 留意事項

ア 一般の利用を圧迫することのないよう、実施日等の設定に配慮すること。

イ 公序良俗に反しないもので、関連する法規を遵守し、設置の目的、管理方針に沿った内容とすること。

ウ 屋内スケート場の構造等の特色を活かした事業を目指し、民間の同種・同規模の事業との競争を避けるよう努めること。

エ 近隣住民への影響に配慮すること。

#### (2) 事業経費

ア 自主事業に係る経費は、県が指定管理者に支払う指定管理料に算入しない。原則として、参加者からの参加料等をもって運営すること。

イ 自主事業を実施するために、新たな設備等の設置を必要とする場合は、あらかじめ県と協議することとし、設置に係る費用は指定管理者の負担とすること。

## 6 その他

### (1) 帳簿の作成等

施設の管理に係る収入及び支出の状況については、適切に帳簿に記帳し、当該収入及び支出を常に明らかにしておくこと。また、併せて証拠書類を整理しておくこと。

### (2) 記録等の整備・保管等

上記(1)の帳簿及び証拠書類を含めて業務実施上作成する記録等は常に整備し、これらの関係書類については、県が閲覧を求めた場合は、これに応じなければならない。

また、これらの書類を翌会計年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

### (3) 個人情報の保護

指定管理者は、業務上知り得た個人情報を目的外に使用したり第三者へ漏らしてはならない。また、個人情報の保管について適正な管理を行い、漏洩、紛失、棄損等がないよう必要な措置を講じなければならない。正当な理由がなく、または不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり盗用した場合は、青森県個人情報保護条例の規定により罰則が科せられる。

### (4) 事業報告書の提出

指定管理者は、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、県に提出しなければならない。(様式は別途協議)

ア 管理業務の実施状況報告書(年度終了後)

イ 施設の利用状況(毎月及び年度終了後)

ウ 決算報告、管理経費の支出内訳、使用料金収入内訳(年度終了後)

エ その他県が別途協定等に定める事項

### (5) 県への協力

施設の管理に関連する県の事務に協力するものとする。協力を求める主な事務は以下のとおりである。

ア 食堂施設又は売店施設の使用におけるスケート場条例に規定するスケート場の管理に関する県の権限事務に属する申請について、問い合わせがあった場合の対応及び申請書の県への取り次ぎに関する業務。

イ 自動販売機の設置等の行政財産の目的外使用許可の申請について、問い合わせがあった場合の対応及び申請書の県への取り次ぎに関する業務。

ウ 県がスケート場の管理に係る経費を措置するために必要とする基礎資料を作成し、県へ提供する業務。

エ 県がスケート場を使用して事業を実施する場合に協力する業務。

(6) ネーミングライツ事業

青森県営スケート場においてネーミングライツ事業を行っておりその取扱いについては、次のとおりとすること。

ア 広報物等には特定呼称を使用し、その経費は指定管理者の負担とする。ただし年度途中で特定呼称が変更となった場合等、既に印刷済みの広報物等の修正等にする経費は、ネーミングライツ事業者が負担するものとする。

なお、ネーミングライツ事業者が変更となった場合の案内板等の工作物の設置撤去については、ネーミングライツ事業者が行う。

イ 各種イベント等開催のため、当該施設の使用許可をする場合には、特定呼称を用いた広報等を徹底させること。

ウ ア及びイ以外の場合で、疑義が生じた場合はその都度協議すること。

平成31年4月1日現在

施設名称	青森県営スケート場
特定呼称	盛運輸アリーナ
呼称使用期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日（2年間）
事業者名	盛運輸株式会社

※指定期間中に特定呼称が変更となる場合がある。

## 使用料金の免除の基準

使用料金の免除の基準は、次のとおりとする。

- 1 県が主催する競技会等を開催するために利用する場合は、使用料金の全部又は一部の額を免除する。

この場合において、「県が主催する」とは、県が実質的な主催者であることをいうものであり、免除に関する取り扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 県が直接行う事業に使用する場合は、使用料金の全部を免除する。
- (2) 県が青森県中学校体育連盟、青森県高等学校体育連盟及び青森県高等学校文化連盟と共催して全県的な規模以上で開催する競技大会等のために使用する場合は、使用料金の全部を免除する。
- (3) 国民体育大会及び東北総合体育大会のために使用する場合は、使用料金の全部を免除する。
- (4) 県が実行委員会を組織して行う事業に使用する場合は、県の負担の割合に応じて免除する。

- 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が利用する場合並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療養手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの付添人が使用する場合は、使用料金の全部の額を免除する。

この場合において、「付添人が使用する場合」における免除に関する取り扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 原則として手帳提示者一人につき一人とする。
- (2) 手帳提示者の安全確保を目的とするものであり、自らのために施設設備を使用することはできない。

- 3 障害者団体、特別支援学校等がその活動のために利用する場合

この場合における免除に関する取り扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 障害者団体が障害者の行事のため使用する場合は、使用料金の全部を免除する。
- (2) 特別支援学校又は小中学校の特別支援学級のPTA等が、当該学校の在学者の行事のため使用する場合は、使用料金の全部を免除する。

## 使用承認の基準

使用承認の基準は、原則として次のとおりとする。

- 1 体育・スポーツ目的に利用する場合を優先させる。
- 2 体育・スポーツ目的の利用の場合は、次の優先順位による。

利用目的別優先順位	利用形態別優先順位
ア 全国、東北規模のスポーツ大会 イ 全県規模のスポーツ大会 ウ プロスポーツ エ 市町村規模のスポーツ大会 オ 学校行事規模のスポーツ大会 カ スポーツクラブ等のスポーツ大会	A 競技場全面の1日の貸切 B 競技場半面又は一部の1日の使用 C 競技場全面の半日又は時間の使用 D 競技場半面又は一部の半日又は時間の使用

優先順位

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A	1	3	5	8	12	16
B	2	6	10	14	18	20
C	4	9	13	17	21	23
D	7	11	15	19	22	24

# スケート普及事業等(平成30年度実績)

## ○ 主催イベント等

イン ライ ンス ケ ー ト	1	インラインスケートリンクオープン・オープンイベント	4月28日
	2	3on3インラインホッケー大会	5月～8月
	3	Housan Cup インラインホッケー大会	8月29日～9月1日
	4	インラインスケートフェスタ2018(インラインスケートリンク一般営業最終日)	9月2日
ア イ ス ス ケ ー ト	1	アイススケートリンクオープン	10月20日
	2	アイススケートリンクオープンイベント	10月21日
	3	Housan Cup アイスホッケー大会	11月6日～14日
	4	クリスマスイベント	12月22日
	5	氷上綱引き大会	2月3日
	6	青森県知事杯争奪アイスホッケーファイティングマッチ	3月12日～23日
	7	アイスホッケージュニアチャレンジマッチ	3月16日～17日
	8	アイスホッケーファイナルマッチ	3月24日
	9	青森県営スケート場感謝祭	3月24日

## スクール等一覧

### 1 インラインスケートスクール

No.	コース名	日 時	曜日	対 象	定 員	内 容
1	キッズチャレンジ	5月23日～8月下旬 15:00～15:30 30分	水曜日	幼児(年少) H26.4～H27.3生まれ	20名	インラインスケートで楽しく遊ぶ
2	キッズ水曜日	5月23日～8月下旬 16:00～16:40 40分	水曜日	幼児(年中) 幼児(年長)	40名	インラインスケートに親しみながら 基礎滑走を習得
3	キッズ木曜日	5月17日～8月下旬 16:00～16:40 40分	木曜日		40名	
4	キッズ金曜日	5月18日～8月下旬 16:00～16:40 40分	金曜日		40名	
5	キッズ日曜日	5月20日～8月下旬 15:00～15:40 40分	日曜日		40名	
6	ジュニア水曜日	5月23日～8月下旬 17:00～17:40 40分	水曜日		小学生	
7	ジュニア木曜日	5月17日～8月下旬 17:00～17:40 40分	木曜日	40名		
8	ジュニア金曜日	5月18日～8月下旬 17:00～17:40 40分	金曜日	40名		
9	ジュニア日曜日	5月20日～8月下旬 16:00～16:40 40分	日曜日	40名		
10	インラインホッケー	5月17日～8月下旬 19:00～19:45 45分	木曜日	幼児年長～一般 基礎滑走ができる方	30名	インラインホッケーのレベルアップ を目指す
11	スーパーアドバンス	5月20日～8月下旬 17:00～17:40 40分	日曜日		30名	応用滑走でレベルアップを目指す
12	みんなで インラインホッケー	7月21日・7月22日 18:00～19:30 90分	土曜日 日曜日	幼児年長～一般	30名	インラインホッケーを体験しよう!

### 2 アイススケートスクール

No.	コース名	日 時	曜日	対 象	定 員	内 容
1	キッズチャレンジ	11月21日～3月24日 15:00～15:30 30分	水曜日	幼児(年少) H26.4～H28.3生まれ	15名	アイススケートにチャレンジ氷上で 楽しく遊ぶ
2	キッズ水曜日	11月21日～3月24日 16:00～16:40 40分	水曜日	幼児(年中) 幼児(年長)	30名	アイススケートに親しみながら 基礎滑走を習得
3	キッズ木曜日	11月15日～3月24日 16:00～16:40 40分	木曜日		30名	
4	キッズ金曜日	11月16日～3月24日 16:00～16:40 40分	金曜日		30名	
5	キッズ日曜日	11月11日～3月24日 15:00～15:40 40分	日曜日		30名	
6	ジュニア水曜日	11月21日～3月24日 17:00～17:40 40分	水曜日		小学生	
7	ジュニア木曜日	11月15日～3月24日 17:00～17:40 40分	木曜日	30名		
8	ジュニア金曜日	11月16日～3月24日 17:00～17:40 40分	金曜日	30名		
9	ジュニア日曜日	11月11日～3月24日 16:00～16:40 40分	日曜日	30名		

10	スキルアップ チャレンジ	11月11日～3月24日 17:00～17:40 40分	日曜日	基礎滑走、片足滑り、スイッチが出来る方 滑走確認を行います	20名	キッズ・ジュニアから更に上を目指す！
11	エンジョイ アイスホッケー	11月21日～3月13日 19:00～20:00 60分	水曜日	幼児年中～一般	30名	アイスホッケーを楽しく学ぼう！
12	フィギュア スケートタイム	月初めに行事予定にて発表 約30分		基礎滑走、クロス、ジャンプが出来る方 滑走確認を行います	20名	一部貸切リンクでの練習ができます。 指導員からのアドバイスももらえます。
13	おためしホッケー	1月12日・13日・14日 18:00～19:00 60分		幼児年中～一般	30名	アイスホッケーをやってみよう！

### 3 レッスンタイム

No.		日 時	曜日	対 象	内 容
1	初心者スケート指導タイム	土、日、祝日 インラインスケート 13:15～(約30分) アイススケート 10:45～(約30分)		どなたでも	基本滑走を学ぶ
2	ワンポイントアドバイス	随時(10分程度) * スクール開催時間、12:00～13:00を除く		どなたでも	基本滑走などのワンポイントアドバイス

### 4 コーナー等

1	日本縦断スケートマラソン	通 年	一周250mのスピードリンクを滑走して距離を加算し、日本各地を縦断し、各地点に到達した方に記念品をプレゼントします。
2	缶バッジプレゼント	通 年	カードにスタンプが10個で素敵な缶バッジをプレゼント
3	エンジョイホッケーコーナー	インライン期間	インラインホッケーが体験できます
4	アグレッシブコーナー	インライン期間	ストリートセクションにチャレンジ
5	ホッケーコーナー	アイス期間	アイスホッケーが体験できます
6	キッズコーナー	アイス期間	カラーコーンを押しながらスケートを楽しめます